

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成21年7月23日(木)

開会 13時30分

閉会 15時00分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 竹下謙委員長、丹保健一委員、牛場まり子委員、清水明委員、向井正治教育長

欠席者 無し

4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 鳥井隆男 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生

教育振興ビジョン策定特命監 福永和伸

学校教育分野

小中学校教育室長 鈴木繁美 小中学校教育室指導主事 谷口雅彦

小中学校教育室指導主事 伊藤卓哉

社会教育・スポーツ分野

スポーツ振興室長 村木輝行 スポーツ振興室副室長 阿形克己

スポーツ振興室指導主事 山口勉

5 議案件名及び採決の結果

件名

議案第24号 三重県教育改革推進会議委員の任命について

審議結果
原案可決

6 報告題件名

件名

報告1 平成21年度三重県教科用図書選定審議会の結果について

報告2 外国人児童生徒教育アクションプランについて

報告3 三重県山岳遭難防止対策連絡協議会(仮称)設立会議および平成21年度
三重県山岳遭難防止講演会の開催について

報告4 平成21年度全国高等学校総合体育大会の開催について

報告5 平成21年度三重県中学校総合体育大会の開催について

7 審議の概要

・開会宣告

竹下委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会(平成21年7月6日開催)審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

清水明委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 24 号が人事案件のため秘密会にて審議することを承認する。

会議の進行は、公開の報告 1、報告 2、報告 3、報告 4、報告 5 を報告した後、秘密会の議案第 24 号を審議することを確認する。

・審議内容

報告 1 平成 21 年度三重県教科用図書選定審議会の結果について（公開）

（小中学校教育室長説明）

平成 21 年度三重県教科用図書選定審議会の結果について別紙のとおり報告する。平成 21 年 7 月 23 日提出。三重県教育委員会事務局小中学校教育室長。

今年度は平成 22 年度から中学校において使用する教科書の採択の年にあたります。県教育委員会は市町教育委員会や採択地区協議会が行う教科書採択に関する事項について、適切な指導助言を行うこととなっており、その指導助言にあたりましては、教科用図書選定審議会の意見を聞かなければならないということになっております。4 月 16 日の教育委員会定例会におきまして、その選定審議会の委員の任命についてご了承いただきましたが、その 20 名の委員にお集まりいただきまして、教科用図書選定審議会を開催いたしました。

1 ページをご覧ください。選定審議会については 2 回開催いたしました。第 1 回選定審議会は、平成 21 年 4 月 28 日に開催いたしました。その審議内容についてご報告させていただきます。

まず、1 つ目でございますが、教科用図書採択地区協議会規約（例）について審議していただきました。県内に 10 ある採択地区はそれぞれ協議会を持ち、独自に規約を作りますが、県からもその採択地区の教科用図書採択地区協議会の規約（例）を例年示しており、今年度につきましても、その例を審議会で審議していただきました。これを参考にしながら、各採択地区の状況に応じて規約を定めいただいているところです。

2 つ目は、教科用図書採択地区における中学校で使用する教科用図書の採択基準でございます。採択にあたり大切にしなければならない基準を 7 点示しました。主なものを紹介させていただきますと、1 . 採択の公正確保を期すること。2 . 教科用図書採択協議会は原則公開とするなど、開かれた採択に努めること。各採択地区の教科書展示会において見本についてのコメントを求めるなど、保護者の声を参考にすること。4 . 中学校学習指導要領の趣旨を踏まえること。6 . 県教育委員会が作成する「平成 22 年度使用中学校用教科書選定に関する参考資料」を活用すること。この資料につきましては、後ほど、第 2 回選定審議会の内容として詳しく説明をさせていただきますが、参考資料を県教育委員会が作成するということを決めていただきました。参考資料の作成のためには調査員が必要ですので、その教科書を調査する調査員を置くということ。また、今回新しく発行されたのが、自由社という発行者の社会科の歴史的分野の教科書のみでございますので、調査は社会科の歴史的分野を中心に行うというような内容のことを、この 6 番目のところで決めていただきました。こういった 7 点の基準についてご審議をいただきました。

次に 4 ページですが、中学校調査員の調査実施項目でございます。どういう項目によって調査を行うかということについて 7 点をご審議いただきました。取扱い内容、内容の選択及び扱い、内容の程度、組織・配列及び分量、創意工夫、使用上の便宜、その他、こういう項目について調査を行うということをご審議いただきました。これにつきましては、県の項目もこうであり、市町に対してもこういう項目でというようなご提案をさせていただきました。

以上、大きくこの 3 点につきましてご審議いただきましたので、教育委員会といたしましては、市町教育委員会などが行う教科書採択に関する事務について、審議結果に基づき、文書によって指導・助言を行いました。

次に、第 2 回選定審議会の内容でございますが、5 ページをご覧ください。平成 21 年 6 月 23 日に開催いたしました。ここでは特に平成 22 年度に使用する中学校用教科書選定に関する参考資料について審議していただきました。本日、資料として皆様に配付させていただいております。この内容について審議するとともに、各市町において採択の手続きを進めるうえでの課題等について情報交換を行いました。今年度の参考資料は社会科・歴史的分野の教科書を中心に調査研究を実施したものでございます。それ以外の教科につきましては、平成 17 年度に調査研究を行っておりますので、その際の調査結果を活用いたしました。

冊子をご紹介させていただきます。前書きを 1 枚めくっていただきますと、右側のページに平成 22 年度

使用中学校用教科書の発行者別一覧がございます。上段に教科の種目があります。そして、縦に見ていただきますと、発行者があります。一番下の225番、自由社が新たに歴史の教科書を発行いたしました。この表に基づき、種目ごとに調査結果を記載しています。38ページから56ページまでが社会の歴史的分野ですが、この部分が、本年度、新たに調査員が調査したところでございます。特に55ページ、56ページは新たに付け加えた内容となっております。審議におきましては、事務局から社会科歴史的分野の教科書の調査結果の概要について、教科書の該当箇所を提示しながら説明を行い、そして、委員の皆様からご意見を頂戴しました。その後、各採択地区において採択の手続きを進めるうえでの課題等について、ご意見を頂戴いたしました。

なお、審議の概要につきましては、資料5ページをご覧ください。参考資料については、印刷製本いたしまして、6月30日付けで各市町教育委員会採択地区協議会及び三重県教科用図書選定審議会各委員の皆様へ送付しております。なお、本年度につきましては、この2回をもって審議会は終了する予定でございます。各採択地区におきましては、現在、採択事務が進められており、8月末日までには各採択地区で使用する教科書が決定されることとなっております。以上、平成21年度三重県教科用図書選定審議会の結果についてご報告させていただきました。

【質疑】

丹保委員

5ページの4の(3)の回答の下のほうですが、「運動場の写真では、全天候型の運動場の写真が掲載されていたり、国語で「討論してみよう」という内容が掲載されていたりするが、・・・」と書いてありますが、ほとんどの学校に全天候型の運動場はないですよね。これは良くないという意味ですか。

小中学校教育室長

中学校調査員の調査実施項目の2の(5)番でございますが、地域や学校の実態、学校の規模、施設設備等の実情に照らしてより適切であるかという項目で、委員の方から、学校の規模、施設設備というのは外したほうがいいのではないかというご意見がございました。そこで説明させていただいたところでございます。教科書を見てみますと、それぞれ特徴がございまして、例えば、都市部に合うような、信号が随分たくさんある写真があったり、多人数で話し合いをするような場面がたくさん出ているもの、このあたりでは見かけないような施設があったりします。良い悪いということではなくて、そういう教科書の特徴を見ていただきまして、採択地区の学校の実情、地域の実情に合った教科書を採択していただくということが、採択協議会の話し合いの中であったということをお説明させていただいた一つの例でございます。

丹保委員

もう1つ質問ですけど、一番小さな単位はどのような単位になっていますか。学校別ではないですよね。学校別ならいいですが、ある一定の地域で1つの教科書となるわけですよね。今のことは問題にならないのですか。

小中学校教育室長

採択地区には10地域がございます。学校には大規模、小規模がありますが、地域で大体の特徴があります。たまたま施設の例を挙げましたが、例えば、海岸が随分たくさんあって、小規模の学校がほとんどであるという地域もございますし、僻地で山村ということもございます。大規模な学校は数が限られていますので、そういう地域性に合わせて、最善のものを選んでいただくことを1つの視点としています。

丹保委員

津市は1つの地域ですか。

小中学校教育室長

1つの地域でございます。

丹保委員

そうすると、山手のほうの学級数が少ない学校と、都市部の学校とでは大分違いますよね。1つの地域で違いがあるのに、このようなことを書くと、地域をもっと分けなければいけないのではないかという議論にならないのですか。これを言い出すと、少し問題が起きるのではないかなと逆に心配になります。それはあまり心配しなくてもいいことですか。このように書いてしまうと、かえってそうしなければという議論になり、少しややこしい問題になるという気がします。

小中学校教育室長

なかなか難しいところがございますが、もっと極端な例を申しますと、東京の真ん中と、三重県の都市では随分違いがあるだろうと思います。そういうレベルでは教科書の特徴を生かすことができますが、市の中のこの地域という小さいレベルまで考慮し、採択地区ですべての教科書を合わせることはなかなか難しい面もございます。この点だけではなく、他の調査項目もございまして、総合的に採択地区で考えていただくということになります。

丹保委員

かえって混乱するのではないかなという余計な心配をしているわけなのですが。

委員長

今の説明ですと、例えば、東京と三重県全体とを比較した場合に、これは東京向きの教科書なので、三重県からは外すということをしていることになると思いますが、そんなことはしないわけですよね。

小中学校教育室長

県としてはしておりません。それぞれの採択地区で、自らの地域の実情や状況に合わせてお選びいただいているという状況でございます。

委員長

例えば、採択の際、これは東京のような大都市の話だというようなことを理由に、四日市あたりが不採択にした教科書を、海岸地域や山村地域では、これはなかなかいいということで採択するといった矛盾が起こることはないのですか。説明が少し分かりづらいのでもう一度お願いします。

小中学校教育室長

再度説明させていただきます。教科書は、各社から発行されております。この冊子資料はそれぞれの教科書の特徴を「良さ」ととらえて作成したものでございます。県がこの教科書を使いなさいとか、三重県にはこの教科書が合いますよとか、そういう表現をしているものではございません。特徴の中には、先ほど言われたような内容も含まれておりますが、それは極端には現れておりません。例えば、津市でしたら、津市に調査員の方がいらっしゃるしまして、その津市に合う教科書はどれかということを審議いただきます。

丹保委員

それぞれの地域の調査員に任せるといえるのですか。

小中学校教育室長

それぞれの採択地区にやり方がございますが、例えば、歴史の教科書の採択の場合には、歴史について調査を行う調査員を決める場合が多くあります。そして、その調査結果が採択協議会の場に提出されます。そこで決定していただくというシステムが通常の形でございます。

丹保委員

教科書によって、地方向き、都市向きというのがあるのですか。もし、あるとすればすごくおもしろいと思います。

小中学校教育室長

教科書にそういったことは明記していませんし、地方向き、都市向きと意図的に作っている教科書はないと個人的に思いますが、そういう特徴が表れているということがございます。

丹保委員

こういう施設の問題等は、それほど大きな問題ではないという気がします。一番心配しているのは、この1点だけで、採択を止めましょうということになってしまわないかということです。恐らく教科書会社はそのようなことをあまり考えていないので、たまたまミスをすることがあるかもしれませんが、あまりこれを前面に出すとおかしなことにならないかなという気がして質問しているのです。

委員長

3ページの採択基準の5番目のところで、「当該採択地区内の中学校教育の実情を十分勘案すること。」とありますが、これは成績、地理的条件、どちらを勘案するのですか。

小中学校教育室長

実情というのは様々なものがございまして、もちろん、地理的条件もございまして、地域全体の特徴というものがあるならば、その特徴に合った内容のものが必要であろうと考えております。例えば、学力の何かの部分に課題があるということが、その採択地区全体の課題となっているときには、その解決にふさわしい内容のものを選びます。教科書によっては補充学習が随分と充実されたものもございまして、課題解決的な面が強調されているものもございまして、その実情に応じて採択していただけると考えています。

委員長

先ほどの説明も今の説明も、学校ごとに採択するのならば、ぴったり合うと思います。各学校単位で採択すればいいなという気がします。地区ごとに採択するのは少し無理があるのかなという気もします。むしろ、地区ごとに採択するならば、採択基準は「公平を期すること」という1つくらいにして、あとはもう地区に任せますということではないかと思えます。中学校教育の実情というのは、地域によっても違うのだと思いますが、おそらく学校ごとの違いのほうが大きいでしょうから、あまりこういうことは載せないほうがいいと思います。どう感じられますか。

小中学校教育室長

教科書の採択につきましては、教育委員会に採択権限があり、そのうえで採択地区を構成して、地域内で教科書を採択するという方法が法律で決められておりますので、その法律に従って行うということが前提に

あります。また、採択基準につきまして、本当に基本的な内容を踏まえたものとして、私どもから提案をさせていただいたものです。

委員長

5番目の基準は無理があるのではないですか。

小中学校教育室長

ここにあるのは、中学校教育の実情でございまして、各中学校の実情というわけではありません。中学校教育の地域、津市だったら津市で掲げている色々な実情というように私どもは考えております。

丹保委員

学校の実態、学校の規模と書いてあります。地域のことはありませんよね。学校の規模と書いてあるから、個々の学校が選ぶような形になるような感じがするのですよね。それが、少し問題になると思います。地域の実態とか、地域の状況なら分かるのですが、学校と書いています。だから、今のような質問が出てくるのではないかなと思います。学校というのは個々ですから、全部一緒にできません。だから、その地域全体のことを考えなければいけないということですよ。ここには学校の規模と書いてあります。学校の規模ごとに教科書を選ばなければいけないみたいな言い方になるでしょう。それで、今のような矛盾が起こってくるのです。

委員長

こういう採択基準はすべて公表するのですよね。

小中学校教育室長

この3つについては公表でございますし、現在、採択中ですので、この採択基準に基づいて進めていただいております。

委員長

これを普通に読んだときに、どうやって実情を勘案するのだろうと、誰しもが疑問に思うのではないのですか。そのときの説明がきちんとできればいいのです。今の説明は、学校ごとの採択ならば、十分通用する説明ですが、地域の採択となると、その説明では通用しないような気がします。そもそもそういうことは無理ではないかという気もします。各地域、例えば、津地域なら津地域でこれを選びましょうと決めたら、任せますというようなことでいいのではないかと思います。わざわざ「実情を十分勘案して・・・」と書くことは問題になるような気がします。

丹保委員

最終的に申し上げますと、そういう誤解が生じないような説明をぜひお願いしたいということです。そうしたうえで進めていただきたい。

委員長

それから、先ほど説明がありませんでしたが、歴史で新しい教科書が1つ加わったのですよね。教科書会社は自由社でしたか。それが加わっただけですね。そのことについて説明してもらえますか。

小中学校教育室長

冊子資料の55ページでございます。

委員長

自由社の教科書はどのような教科書ですか。

小中学校教育室長

扶桑社の教科書と内容的にはよく似た教科書でございます。

調査実施項目の2の(5)につきましては、第1回目の審議会では、このままの内容が認められ、そのまま市教育委員会にお伝えしました。第2回目の審議会の際にそういう疑問が生じてまいりました。

委員長

地域のことを考えるというようなことを外して、もう少し抽象的な説明をするほうがいいと思います。

小中学校教育室長

来年度につきましては教育委員会において、そういったご意見をいただいたということで検討します。

委員長

それは入れてもいいのですが、説明するときにあまり細かな説明をすると、合わなくなってきました。

扶桑社と自由社は中身が大分違うのですか。

小中学校教育室長

扶桑社とはほぼ同じです。部分的には工夫が見られますが、教科書をみてもらえば、ほぼ同じということが分かっていただけだと思います。

委員長

それぞれの教科書について、比較して説明できないですか。

小中学校教育室長

冊子資料 55 ページを見ていただきますと、2 の内容の選択及び扱いのところ、 の 4 つめ、「序章のはじめに、一つのテーマをもとに歴史を調べる方法を載せ、時代の流れの中での変遷を追うことで、歴史的事象に対する興味・関心を喚起する内容」となっている。また、例として挙げられている「女性」について、各章のはじめにその時代に活躍した人物を紹介するなど、歴史調査の意欲を高めている。」とあります。これが大きな特徴となっております。いろいろな報道がございますが、内容的には文部科学省の検定を受けておりますので、すべて指導要領に従った内容となっております。そういう女性が取り上げられていることや、「歴史ヘゴ」などのコラムが入っているところが特徴となっております。

丹保委員

色々な教科書があるということですね。

委員長

55 ページ、56 ページを読む限りでは、非常に高く評価していると読めますが、それでいいのですか。そういう趣旨で書いているのですか。

小中学校教育室長

どの教科書も「良さ」を評価するという形で書いています。場合によっては、「良さ」と表現されているところが、地域によっては良くないところになるかも分からないのですが、それぞれの特徴を「良さ」と捉えています。

委員長

悪いところは書かないのですか。

小中学校教育室長

個人の考えで悪いと判断しても、ある採択地域においては「良さ」と考えられるかもしれませんので、書きぶりは特徴を長所として表現しております。

委員長

「神話が紹介されている」とありますが、他の教科書には神話がないのですか。

小中学校教育室長

他と比較してということでは認識しておりません。

丹保委員

これを見て各地域の委員の人たちがどの教科書を採用するか決めるわけですね。地区ごとで違った教科書でも構わないということですね。

小中学校教育室長

はい。

委員長

教育というのは人間をつくるという面があります。教科書検定を通過しているとしても、あまり変な考え方をさせてはいけないという点で心配する必要があります。「良さ」の表現だけでは審査員が困らないですか。

この資料に従って選定するわけですね。

小中学校教育室長

これを参考としながら各地域で採択していただきます。

委員長

選定作業は始まっているのですか。

小中学校教育室長

今、進行中ございまして、8 月末までには決定することになっています。各採択地区で決めた後、それぞれの教育委員会に持ち帰りまして、教育委員会がそれを決定するという手続きを取ります。

丹保委員

教育委員会が全部並べて、きちんと読んで採択するのですよね。

小中学校教育室長

そうです。

丹保委員

あまり大きな心配はしなくてもいいということですね。

小中学校教育室長

県も調査をして、参考として特徴を伝えています。

委員長

どういうものが選ばれるかというのは、若干心配なことは心配ですね。

よろしいですか。はい、それでは、了承いたしました。

- 全委員が本報告を了承する。 -

報告2 外国人児童生徒教育アクションプランについて（公開）

（小中学校教育室長説明）

外国人児童生徒教育アクションプランについて、別紙のとおり報告する。平成21年7月23日提出。三重県教育委員会事務局小中学校教育室長。

1ページから3ページにわたりまして、外国人児童生徒教育アクションプランがございます。それについてご説明させていただきます。まず、外国人児童生徒の現状でございますが、平成21年5月1日の時点で、現在の公立小中学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒の人数は、1,571人となっております。平成12年と比較いたしますと、2倍以上になっている現状がございます。

また、昨今の雇用経済情勢の悪化に伴い、外国人児童生徒の転出・転入等の状況が非常に広域化、流動化している状況があり、学校の取組に対する支援をさらに充実していく必要があります。

教育委員会では、このような現状を踏まえたうえで、教育振興ビジョンや人権教育基本方針などに基づき、外国人児童生徒教育アクションプランを作成しました。協議会の際にも、外国人児童生徒の状況やアクションプラン（案）についてはお示しさせていただいたところでございます。

その後、アクションプラン（案）につきましては、県議会の教育警察常任委員会分科会、また、各市町教育委員会や外国人児童生徒の多い市町、関係部局、関係機関等で構成する会議の場などを通して、よく意見を伺い、この7月に外国人児童生徒教育アクションプランとして策定いたしました。このアクションプランは、重要な取組の柱を8つにまとめており、それぞれについて具体的な方策を定めております。

なお、外国人児童生徒の在籍状況等が、雇用や経済情勢に大変大きな影響を受けていることから、本アクションプランは必要に応じて見直しを図り、緊急課題等への対応を迅速に図っていきたいと考えております。

それでは、1つ目の柱でございますが、外国人児童生徒の受入れです。就学支援の取組の推進など、具体的な方策を示しています。2つ目ですが、多文化共生社会を展望した外国人児童生徒の教育の推進です。研修会の開催であるとか、多文化共生の教育に関わるリーダー養成等の具体的な方策を示しています。3つ目は、日本語習得のための支援です。初期適応指導の充実への支援であるとか、巡回相談員の派遣、日本語指導の手引きの作成等、具体的な方策を示しております。4つ目は、外国人児童生徒の進路指導の充実です。市町が開催する進路ガイダンスへの支援など、具体的な方策を示しております。5つ目は、教職員研修の充実です。外国人児童生徒の教育に関する講座の開催や、実践交流会などの方策を示しております。6つ目は、外国人児童生徒巡回相談員等の配置でございます。巡回相談員等の配置によりまして、日本語指導の充実を図るための具体的な方策を示しております。7つ目は教育相談の充実です。母語による教育相談の充実であるとか、スクールカウンセラー等と巡回相談員の連携強化などの方策を示しております。最後に8つ目でございますが、学校間連携、保護者、地域との連携、ボランティアとの協働です。就学前教育を含む異校種間の連携の検討であるとか、多言語による保護者向けの文書例の作成など、具体的な方策を示しております。今後、市町教育委員会や関係部局及び関係機関等との連携を深めまして、アクションプラン等に基づいた具体的な施策を推進し、外国人児童生徒教育の充実を図ってまいりたいと考えております。以上、外国人児童生徒教育アクションプランについてのご報告でございます。

【質疑】

委員長

これは具体的に大分進んでいるわけですか。

小中学校教育室長

実際のところは予算化したものであるとか、今後、具体的に進めていくものであるとか、そういうものを体系的にまとめたものでございまして、全て進んでいるものでございます。

委員長

そういうことができる人たちもいるわけですね。

小中学校教育室長

例えば、巡回相談員は、現在、10名おります。昨年度までは9名でしたが、スペイン語担当が1名増えました。

委員長

他の府県と比べて進んでいるほうですか。

小中学校教育室長

進んでいると思います。

委員長

外国人児童生徒が多い府県の中でも進んでいるのですか。

小中学校教育室長

はい。一昨日も県内の外国人児童生徒教育を先進的に進めている先生方に集まっていたいて会議を行いました。その先生方の発言の中に、県外の研修会等に参加する機会があったが、三重県は全国に比べ随分と色々な施策が進んでいるという発言がありました。そういう声は色々なところから聞こえております。例えば、日本語とポルトガル語の対訳の文書例を作っております。スペイン語版も作っておりますが、そういうものを15、6年前から作っており、質を向上させています。三重県の場合は、日本人の先生が書き込み、それを証明書としてお持ちいただくと、ブラジルに帰ったときにそのまま通用するのですが、他県の場合はそういうものがないので、帰ったときにわざわざお金を払って対訳して提出しなければいけない。そういうこともあり、三重県は進んでいるということをご当地の方から言われます。

丹保委員

3ページの最後の 印の部分に、「外国人児童生徒」という言葉は、外国籍の児童生徒だけでなく」とありますが、外国人児童生徒という場合には、外国籍であっても日本語が完全にできる人は対象にならないのですよね。日本語指導を必要とする人だけでしょう。例えば、国籍は韓国ですが、日本人と同じくらい完璧に日本語を話す人もいますよね。そういう人は対象にしているのですか。

小中学校教育室長

大きく見たら、対象となります。

丹保委員

対象の中に入っているのですか。

小中学校教育室長

はい。日本語指導、初期適応の必要はないのですが。

丹保委員

なるほど。全部の外国籍の方を対象にしているわけですね。分かりました。そして、「日本国籍であっても」というのは、例えば、海外から帰ってきた帰国子女で色々トラブルや問題を持っている人たちも対象にしますという意味ですね。それを対象にしてもらおうと非常にありがたい。

委員長

他によろしいですか。それでは、了承いたしました。

- 全委員が本報告を了承する。 -

報告3 三重県山岳遭難防止対策連絡協議会（仮称）設立会議および平成21年度三重県山岳遭難防止講演会の開催について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

三重県山岳遭難防止対策連絡協議会（仮称）設立会議及び平成21年度三重県山岳遭難防止講演会の開催について、別紙のとおり報告する。平成21年7月23日提出。三重県教育委員会事務局スポーツ振興室長。

この連絡協議会設立会議については、まだ会議が開かれておりませんので仮称でございますが、三重県内における登山やハイキングにおいて、道迷いや遭難の事故を未然防止し、山岳等の利用者が安全で快適な登山やハイキング活動ができるようにすることを目的としています。三重県山岳連盟、三重県警察本部生活安全部地域課、三重県環境森林部自然環境室、鈴鹿市産業振興部商業観光課、そして、教育委員会事務局スポーツ振興室で構成しています。この連絡協議会の設立に向け、7月25日に県庁講堂の会議室で会議を行うところでございます。この協議会では、関係機関が行なっている山岳遭難に関するそれぞれの事業の情報交換を行い、山岳等の遭難事故の未然防止に努めたいと考えています。

なお、教育委員会におきましては、本協議会の事務局を務める他、山岳遭難防止の警告文の通知、全国山岳遭難対策協議会への参加、独立行政法人日本スポーツ振興センター国立登山研究所が開催する登山研修会の案内や山岳関係者の派遣並びに県内の登山やハイキング愛好者を対象とした山岳遭難防止講演会の開催を担当することとなります。

平成21年度の山岳遭難防止講演会については、2ページをご覧ください。この協議会の設立記念と併せて山岳遭難防止のための講演会を開催する予定でございます。演題は、「山岳遭難事故のメカニズムと事故発生後の対応について」ということで、三重県山岳連盟の副会長である亀井正明さんを講師として実施する予定です。現在のところ、この講演会に70名から80名ほどの参加希望があると聞いています。

以上でございます。

【質疑】

委員長

これは初めてつくるのですか。

スポーツ振興室長

初めて協議会を設立します。

委員長

今まで、このような啓蒙活動をスポーツ振興室は単独で行っていたのですか。

スポーツ振興室長

今までは県警本部、山岳連盟、教育委員会スポーツ振興室、それぞれが個々に動いていました。関係機関が組織を作り、情報交換を行うことで、より一層登山者の安全が図られることになると思われます。

委員長

これは三重県独自の施策なのですか。

スポーツ振興室長

全国でも既に22の道県でこういったものを設置しております。三重県にも鈴鹿山系から台高山系といった主要な山がありますので、この度、そういった協議会を設立するということになりました。

委員長

どうでしょう、よろしいですか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

報告4 平成21年度全国高等学校総合体育大会の開催について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

平成21年度全国高等学校総合体育大会の開催について、別紙のとおり報告する。平成21年7月23日提出。三重県教育委員会事務局スポーツ振興室長。

資料の1ページをご覧ください。今年度の全国高等学校総合体育大会は、7月28日から8月20日までの期間に、奈良県を中心といたします近畿2府4県において開催されます。なお、自転車競技のロードにつきましては、本県の鈴鹿サーキットの国際レーシングコースを利用して、8月4日に開催となります。奈良県の実行委員会から特にということをお願いをされておりますので、本県でこの種目を開催します。

また、「君が今、歴史の新たなページを創る」といった大会スローガンのもと、本県からは生徒が、男子317名、女子220名、合計537名、そして、役員監督が143名の参加総数680名が参加し、大会が開催されます。

資料3ページをご覧ください。ここには競技ごとの学校別の人数を示しています。例えば、陸上競技ですと、男子が36名であり、学校名の横にある数字がその内訳でございます。女子も同様の見方で、陸上競技には総勢67名が参加することになっております。なお、総合開会式につきましては、7月28日の午前10時から奈良市の鴻ノ池陸上競技場において、バレーボールの男子、ソフトボールの女子、弓道、テニス、なぎなたの女子に出場する選手の皆さんの参加により行います。向井教育長には、この日に選手への激励をしていただく予定をしております。

本大会で期待が持てる種目といたしまして、まずは登山の女子です。四日市南高校がこの大会で3連覇に挑むということですが、先日も学校関係者と会わせていただきまして、十分その可能性があるということを知っております。ソフトテニスの女子では三重高等学校が2連覇を目指すということでございます。そして、テニス競技の男子ですが、四日市工業高校の優勝が期待できるところでございます。個人におきましては、陸上競技で宇治山田商業高校、相撲では同じく宇治山田商業高校、そして、男子テニスで四日市工業高校の遠藤君、自転車競技で朝明高校の伊藤君に期待が持てるということでございます。

【質疑】

委員長

出場する選手は東海地区大会等を勝ち抜いた人なのですか。

スポーツ振興室長

東海地区予選を勝ち抜いて本大会に出場いたしますのが、陸上競技、水泳競技、自転車、以上の競技です。あとの競技につきましては、県大会の予選でそれぞれ優勝したチームや個人が出場の資格を得たといったことでございます。

委員長

女子選手のほうが男子選手より数が多いですね。東海大会で男子は勝ち抜けなかったということならば理由は分かりますが、県大会だけの場合でも女子のほうが多いのですね。

スポーツ振興室長

一部の競技には、女子だけの競技、男子だけの競技があり、男女の参加人数にバラツキがでてきます。今年度の本大会出場は男子の方が多くなっています。

丹保委員

他県において、部活動で利用したバスの交通事故がありました。何か対策は行おうのですか。

スポーツ振興室長

教員が自家用車を使って生徒を引率することにつきましては規定があり、一定の手続きを踏んでから行うことになっております。バスについては、現在、規定がございませんので、今、近県の状況の調査を進めているところでございます。

丹保委員

生徒の引率については、顧問の先生方の、ある意味献身的な行動ですね。そのことで亡くなったり、事故が起こったりすると、一生懸命しているがゆえに起こることなので二重にショックです。それだったら何もしなくていいのではないかという話になってくると非常に心配なので、その辺のところをもう少しなんとかケアできないかなと思うのですが、何かいい知恵があるなら出していただければと思います。

スポーツ振興室長

現在、調査中であり、近県、隣県の様子等も踏まえながら考えていきたいと思っております。

先ほど説明しました、東海地区の予選を勝ち抜いて出場する種目でございますが、陸上競技、体操、水泳、自転車でございます。その他にヨット、ホッケー、カヌー等ございますが、残念ながら今回、出場はございませんでした。

委員長

これもよろしいですね。はい、了承いたしました。

- 全委員が本報告を了承する。 -

報告5 平成21年度三重県中学校総合体育大会の開催について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

平成21年度三重県中学校総合体育大会の開催について、別紙のとおり報告する。平成21年7月23日提出。三重県教育委員会事務局スポーツ振興室長。

期日につきましては、7月25日から8月2日までの間となっております。会場についてですが、次ページの種目別大会一覧をご覧ください。ここに18種目それぞれの競技日程及び会場が記載されています。なお、県内のそれぞれの地区大会により参加の出場権を得た中学生が約7,000人出場するということでございます。また、総合開会式は7月28日（月曜日）、バレーボール競技の開会式と兼ねて実施されるということでございます。

以上でございます。

【質疑】

委員長

よろしいですね。それでは了承いたしました。

- 全委員が本報告を了承する。 -

議案第24号 三重県教育改革推進会議委員の任命について（秘密会）

教育総務室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。